

官公庁4.0研究会報告（2024）

Government 4.0 Study Group Report (2024)

岩崎和隆[†] 渡辺幸三[‡]
Kazutaka Iwasaki[†] Kozo Watanabe[‡]

† 神奈川県庁

† Kanagawa Prefectural Government.

‡ 有限会社ディービーコンセプト代表

‡ DBConcept Co. Ltd. CEO

要旨

本研究会は、今年度設置し来年度まで活動予定である。本研究会では、人間中心を大前提とし、人間のためにITを活かし切るという考えに基づき、情報システム学の視点でこれからの官公庁のあり方を全面的にデザインしなおすことを構想している。今年度は8月から10月までに3回実施し、本稿執筆時点では11月に第4回を予定している。本稿では、今までの活動概要及び講演概要を紹介するとともに、参加者の特徴、今まで開催された研究会から筆者が学んだことを説明する。そして、当研究会の設置の趣旨、参加者アンケートの内容や他のコミュニティの状況を踏まえて今後の研究会の活動を展望する。

1. はじめに

本研究会は今年度設置し、来年度まで活動予定である。

本研究会では、人間中心を大前提とし、人間のためにITを活かし切るという考えに基づき、情報システム学の視点でこれからの官公庁のあり方を全面的にデザインしなおすことを構想している。現時点ではデザインしなおすことを想定しているものは、次の通りである。なお、次の内容に限定しないで広く官公庁の情報システムについて採り上げていく。(1)国民・住民に提供するサービスレベルの向上、(2)国と自治体の協業を生む役割分担、(3)国民・住民が参加しやすい政治・自治の仕組み、(4)国民・住民の参加意識の向上、(5)高品質なシステムを調達できる制度、方式。

2. 活動概要

本稿執筆時点では8月から10月までに3回開催し、11月23日に第4回の開催を予定している。本研究会は土曜日14時から2、3時間程度とし、原則オンラインであるが、第2回はNPO法人IT勉強会と共同開催でハイブリッドとし、会場は大阪市内の貸会議室を使用した。参加者は39~65人であった。なお、参加者は自治体職員、情報システムの研究者、技術者が多いが、行政学の研究者も参加している。

3. 講演概要

3.1. 第1回

テーマは「自治体統一システム構想と地方自治のあり方」、講演者は岩崎和隆（神奈川県職員、官公庁4.0研究会主査）。内容は以下のとおり。

自治体統一システム構想と地方自治のあり方を検討するにあたり、まず、憲法改正をしない、かつ、国際条約の改正や脱退は考えないという前提をおいたときに、どのようなことが考えられるか、情報システムと行政学の視点から講演者の考えを説明した。

まず、国が進めている「自治体情報システム標準化・共通化」（以下「標準化・共通化」と言う。）について、2000年4月の第一次地方分権改革から標準化・共通化が始まるまでの振り返るとともに、標準化・共通化の目標自体と現時点におけるプロジェクトのQCDを評価した。

この評価を踏まえ、次のことを提案した。

(1)国民・住民が申請しなくても金銭給付を受けられること、窓口に行くことを最小限にす

ることの実現を目指す、(2)自治体のシステムを統一し、自治体の規模別に最大3個くらいに集約する、(3)住基ネット判例でデータベースの一元管理が禁止されているので、データベースの設計は1つとするが、そのデータベースをいくつかに分割する、(4)一部自治体で先行実施してから横展開する、(5)計画の策定と実施に十分な期間をかける。

3.2. 第2回

テーマは「自治体統一システム構想におけるデータモデルの重要性」、講演者は渡辺幸三（有限会社ディービーコンセプト代表、官公庁4.0研究会幹事）。NPO法人IT勉強宴との共同開催。内容は以下のとおり[1]。全国に1700近く存在する自治体システムについて、標準化・共通化を2026年3月末までに完了することが至上命題として進んでいる。ところが、175自治体について間に合わないとギブアップ宣言された。たった1割と思われるかも知れないが、人口比にすると50%に近い。また直前の2024年9月27日には、受注している約300自治体について富士通が納期に間に合わないとギブアップ宣言したニュースになっていた。

3.2.1. 現在の標準化・共通化プロジェクトの問題

- (1) 1700個問題が解消しない
- (2) 省力化になっていない
- (3) コストがかかりすぎる
- (4) 期限が間に合わない
- (5) フィジビリティ確認が未検証のまま進んでいる
- (6) DXの要素がない

3.2.2. 立て直しにあたっての基本方針

- (1) データモデルの抜本的見直し

現在のER図は構文レベルの齟齬があり、関数従属性を無視してテーブル間の関係を示す線が引かれている。また、主要マスターが主キーの一部に「履歴番号」を持つ前時代的な仕様（履歴内包方式）になっている。業務フローやUIの見直しを先行させるとデータモデルの抜本的見直しが出来ない。それゆえにDXが起こらずに、旧弊の仕様を最新技術で再現させる「ピカピカの堅穴住居」を作ることになる。そのため、

- ① 「履歴内包方式」から脱却し「履歴外出し方式」にする
 - ② 住民情報と戸籍と戸籍附票を統合する
 - ③ 個人情報に誰がアクセスしたかが住民自身で見えるようにする
 - ④ 「福祉格」の概念等の工夫を通じて、自治体独自施策を組み込めるようにする
- (2) 国と自治体と地場ベンダーの役割の明確化
 - (3) 現時点の標準化・共通化作業の成果物活用
 - (4) 被災者支援の要として標準化・共通化を位置付ける

3.2.3. 立て直し後の進め方

- (1) パイロット自治体として大／中／小の自治体を選定
- (2) 抜本的なデータモデルに基づくプロトタイプの構築

- ① 既存仕様はあえて参照せず、パイロット自治体へのヒアリングを通じてデータモデルを含めた新たな仕様を「創造」する
- ② データ移行と試行を通じてデータモデルとプロトタイプをブラッシュアップする
- ③ デジタル庁が出した標準仕様と突き合わせて、さらにブラッシュアップする

- (3) 本番システムの開発と、パイロット自治体への導入
- (4) 他の自治体への導入

パイロット自治体での運用コスト削減効果を確認したうえで、各自治体が自発的・段階的に導入する。その際に現行システムのベンダーに、データ移行やアドオン開発で協力してもらう。

3.3. 第3回

テーマは「会計検査院報告「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」」、講演者は検査を担当した3人の会計検査院職員。会計検査院の広報部門に依頼して実施した。内容は以下の通り。

会計検査院は、2024年（令和6年）5月15日に、「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」を国会及び内閣に報告するとともに、この報告を一般公開した。

この報告によると「情報連携の対象となる社会保障、税及び災害対策の各分野の行政事務について、マイナンバー情報照会の実施により、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることとなつてゐる（図1参照）。

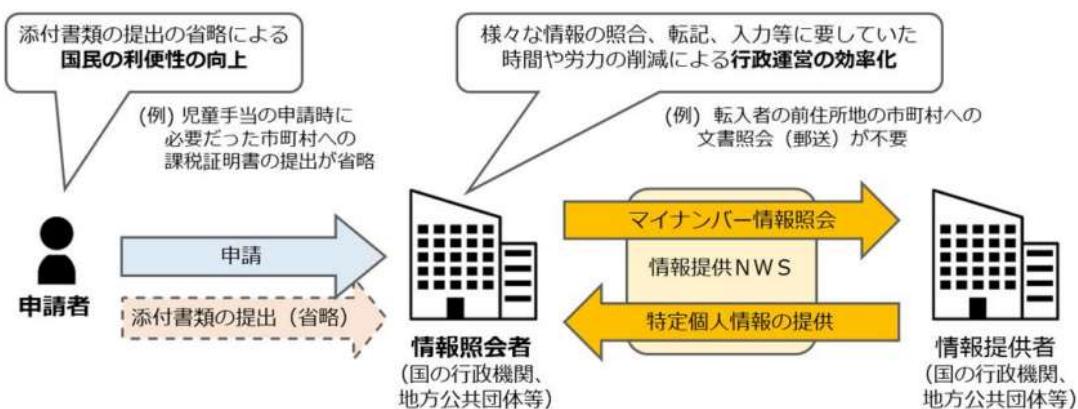


図1 マイナンバー情報照会の実施による国民の利便性向上と行政運営の効率化

会計検査院ではマイナンバー情報照会を自治体（会計検査院の報告や図1では地方公共団体となっている。）の半数以上が利用していた事務手続きと半数未満しか利用していないなかった事務手続きに分けて分析した。

半分以上の自治体が利用している事務手続きについても、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会件数の割合（マイナンバー情報照会実施率）が低調（50%未満）となっている自治体があった。そして、その主な理由は業務フローの見直しやマニュアル作成が未了、添付書類を出してもらった方が効率的、業務システムからマイナンバー情報照会ができないことであった。

半数未満の自治体しか利用していないなかった事務手続きについて、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会件数の割合（マイナンバー情報照会実施率）が低調（50%未満）となっている自治体が未実施である主な理由は、添付書類を出してもらった方が効率的、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了、事務の発生件数が少ないというものであった。ただし、国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市町村の9割以上が、「最新の情報が得られない」ことを未実施の理由として選択していた。

そして、手続きの所管府省庁は、各自治体の照会件数の状況を確認するなどしておらず、当該手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況の把握が不十分であった。また、デジタル庁は、照会件数の状況を把握していたものの、所管府省庁に提供していなかった。

会計検査院は所見として、次のことを挙げている。

- ・デジタル庁は、自治体によるマイナンバー情報照会の実施状況を事務手続の所管府省庁において把握できるようにするとともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと
- ・事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、自治体の半数以上でマイナンバー情報照会が利用

されている事務手続の実施状況を把握し、自治体における問題の解決に資する適切な助言を行うこと
・事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、自治体の過半でマイナンバー情報照会が利用されていない事務手続についても、特に国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する事務手続を優先して、実施状況を把握し、自治体における問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、自治体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けて方策を検討し、適切に対応していくこと

4. 第4回活動内容（予定）

書籍「未来をつくるデジタル共創社会」について、著者である国際社会経済研究所研究主幹小松正人様より、その概要とポイントをご説明いただく予定である。本書の概要は次のとおり。

「デジタル敗戦」と評された日本の行政サービス。世界トップクラスの親切なアナログ行政をデジタルでどう進化させるか？

行政窓口で職員が親切丁寧な対面サポートを行う日本は、「世界トップクラスの親切なアナログ行政」と言える。この日本流の「おもてなし」をデジタルも活用して進化させるにはどうすればよいか。

著者が考えるポイントは、住民と行政の「関心・信頼関係の構築」と「マインドセット変革」である。一見すると、デジタルとは関係が薄そうなこの2つは、行政のデジタル化にどのように関係するのか。海外や国内の先進的な事例を紹介しながら、未来をつくるデジタル共創社会を考察していく。

5. 第5回以降の活動予定

本稿執筆時点では講演者と交渉中である。参加者アンケートによると、自治体情報システム標準化・共通化を採り上げてほしいという意見があるので、それを中心にテーマや講演者の選定を考えていきたい。今年度は、できれば1~3月に1, 2回開催したいと考えている。

6. まとめにかえて

第2回の質疑応答で、自治体統一システム構想は、住基ネット判例で個人情報の一元管理が禁止されているため無理という指摘があり、それに対して筆者が8月30日発刊の拙稿メルマガ記事に基づき回答した。筆者は、外注前提ならアプリやデータベースの開発者とデータベースの管理者を分けること、データベースを分割するとともにデータベースを管理する事業者を分割することを提唱したところ、国が発注者であれば国による一元管理になるという指摘があった。この質疑応答を通して筆者の考えが深まり、それが今回の全国大会・研究発表大会における研究会主査の研究発表につながった。この指摘について、この場をお借りして改めて御礼申し上げたい。

また、第3回では、市町村が実施している国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続について、マイナンバー情報照会を実施しない理由が「最新の情報が得られない」とこととなっていた。改めて、国民健康保険や協会けんぽ、健康保険組合に係る資格取得喪失とそれをリアルタイムに反映することの難しさを感じるとともに、この点についてリアルタイム反映は無理という前提で制度自体を見直した方がよいと感じた。

参考文献

- [1] 佐野初夫，“自治体DXを実現するための提言（官公庁4.0研究会＆第98回IT勉強会合同シンポジウム）”，
<https://blog.benkyoenkai.org/2024/09/98th.html> 参照 2024.11.4, IT勉強会ブログ, 2024.